

平成 29 年 4 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

4月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 22 号	八戸市社会教育委員の委嘱について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 23 号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議案第 24 号	八戸市文化財の指定解除について・・・・・・・・・・・・・・・・	11

議案第22号

八戸市社会教育委員の委嘱について
八戸市社会教育委員に別紙の者を委嘱する。

平成29年4月26日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

八戸市社会教育委員の辞職に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

社会教育法第 15 条第 2 項による委員

(学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者)

氏 名	所属・職業等
なかじま まさき 中嶋 正喜	八戸市中学校長会 会長
えど きよし 江戸 清	八戸市立公民館館長会 会計

任期は、平成29年 5 月 1 日から平成30年 4 月30日までとする。

議案第23号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成29年4月26日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額の引上げ並びに扶養加算額の改定をするためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和36年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、第1号」の次に「及び第3号から第6号までのいずれか」を加え、「433円」を「1人につき217円」に改め、「から第5号までのいずれか」を削り、「217円（学校医等に第1号に該当する者がいない場合にあつては、そのうち1人については367円）」を「334円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第7条の2第2項第1号中「104,950円」を「105,130円」に改め、同項第2号中「57,030円」を「57,110円」に改め、同項第3号中「52,480円」を「52,570円」に改め、同項第4号中「28,520円」を「28,560円」に改める。

「

6,083円	7,845円	9,490円	10,743円	11,608円	12,350円
5,133円	6,110円	6,815円	7,980円	8,878円	9,340円

別表中

を

」

「

6,130円	7,893円	9,520円	10,763円	11,620円	12,363円
5,170円	6,148円	6,838円	7,995円	8,888円	9,350円

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第3項（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき理由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

- 3 施行日から平成30年3月31日までの期間に支給すべき理由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額についての改正後の第2条第3項の規定の適用については、同項中「第1号及び」とあるのは「第1号に該当する扶養親族については334円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（学校医等に第1号に該当する者がいない場合にあつては、そのうち1人については334円）を、」と、「を、第2号に該当する扶養親族については1人につき334円」とあるのは「（学校医等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合にあつては、そのうち1人については300円）」とする。
- 4 改正後の第7条の2第2項の規定は、平成29年4月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- 5 改正後の別表の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき理由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である病気の発生が確定した日若しくは診断によって病気の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき334円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である病気の発生が確定した日若しくは診断によって病気の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(学校医等に第1号に該当する者が不在の場合にあっては、そのうち1人については367円)を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>(介護補償)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第7条の2 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲</p>

改正後

げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が105,130円を超えるときは、105,130円）
- (2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき理由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が57,110円以下である場合に限る。） 57,110円
- (3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が52,570円を超えるときは、52,570円）
- (4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が28,560円以下であるときに限る。） 28,560円

別表（第2条関係）

補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上
		10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	

改正前

げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が104,950円を超えるときは、104,950円）
- (2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき理由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が57,030円以下である場合に限る。） 57,030円
- (3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が52,480円を超えるときは、52,480円）
- (4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が28,520円以下であるときに限る。） 28,520円

別表（第2条関係）

補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上
		10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	

改正後							改正前						
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,130円	7,893円	9,520円	10,763円	11,620円	12,363円	学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,083円	7,845円	9,490円	10,743円	11,608円	12,350円
学校薬剤師の補償基礎額	5,170円	6,148円	6,838円	7,995円	8,888円	9,350円	学校薬剤師の補償基礎額	5,133円	6,110円	6,815円	7,980円	8,878円	9,340円
<p>備考</p> <p>1 医師、歯科医師又は薬剤師（以下「医師等」という。）としての経験年数は、医師等の免許を取得した後のものとする。</p> <p>2 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数に加えた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用するものとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業した後実地修練を経た者 1年</p> <p>(2) 学校教育法による大学院において博士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 4年</p> <p>(3) 旧大学令による大学院又は研究科の第2期若しくは後期の課程を修了した者 5年</p> <p>(4) 旧大学令による大学院又は研究科の前期の課程を修了した者 3年</p> <p>(5) 旧大学令による大学院又は研究科の第1期の課程を修了した者 2年</p> <p>3 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数から減じた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用するものとする。</p> <p>(1) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が5年のものを卒業した者 2年</p>							<p>備考</p> <p>1 医師、歯科医師又は薬剤師（以下「医師等」という。）としての経験年数は、医師等の免許を取得した後のものとする。</p> <p>2 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数に加えた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用するものとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業した後実地修練を経た者 1年</p> <p>(2) 学校教育法による大学院において博士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 4年</p> <p>(3) 旧大学令による大学院又は研究科の第2期若しくは後期の課程を修了した者 5年</p> <p>(4) 旧大学令による大学院又は研究科の前期の課程を修了した者 3年</p> <p>(5) 旧大学令による大学院又は研究科の第1期の課程を修了した者 2年</p> <p>3 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数から減じた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用するものとする。</p> <p>(1) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が5年のものを卒業した者 2年</p>						

改正後	改正前
<p>(2) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が4年のものを卒業した者 医師及び歯科医師にあつては、3年、薬剤師にあつては、1年</p> <p>(3) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が3年のものを卒業した者 歯科医師にあつては、4年、薬剤師にあつては 2年</p> <p>4 前2号に該当しない者については、文部科学大臣の定めるところにより、前2号に準じて医師等としての経験年数を加減するものとする。ただし、旧大学令による大学を卒業した後実地修練を経なかった者及びこれと同程度の者として文部科学大臣が指定する者については、この限りでない。</p>	<p>(2) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が4年のものを卒業した者 医師及び歯科医師にあつては、3年、薬剤師にあつては、1年</p> <p>(3) 旧専門学校令による専門学校で修業年限が3年のものを卒業した者 歯科医師にあつては、4年、薬剤師にあつては 2年</p> <p>4 前2号に該当しない者については、文部科学大臣の定めるところにより、前2号に準じて医師等としての経験年数を加減するものとする。ただし、旧大学令による大学を卒業した後実地修練を経なかった者及びこれと同程度の者として文部科学大臣が指定する者については、この限りでない。</p>

議案第24号

八戸市文化財の指定解除について
八戸市文化財審議委員に別紙の事項を諮問する。

平成 29 年 4 月 26 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

「遠山家日記」が青森県文化財保護条例第 4 条の規定により平成 28 年 8 月 15 日に青森県文化財（県重宝）に指定されたことに伴い、八戸市文化財保護条例第 11 条に基づき、市文化財の指定解除について諮問するものである。

名称及び員数	「遠山家日記」108点
所在地	八戸市糠塚字下道2-1
指定年月日	平成14年1月14日
所有者	八戸市立図書館 八戸市糠塚字下道2-1

